

## 「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」の使用に関する要綱

(令和5年3月30日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするため、市民・事業者・行政が、全市一丸となって取り組むための象徴として作成したものであり、制作物、媒体等に広く使用し、ゼロカーボンシティ会津若松の認知度を高めるほか、その実現に資する取組を推進することを目的とする。

### (ロゴマークのデザイン及び権利)

第3条 ロゴマークのデザインは、別記のとおりとする。

2 ロゴマークに係る著作権その他の全ての権利は、会津若松市に帰属する。

### (使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」使用承認申請書(第1号様式)により、会津若松市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 会津若松市又は会津若松市が構成員となっている組織がゼロカーボンシティ会津若松宣言の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 会津若松市の環境施策の推進又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長がロゴマークの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」使用承認書(第2号様式)をもって行うものとする。

3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

4 申請内容について、不適當と認められる場合は、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

### (経費等の負担)

第6条 市長は、使用者がロゴマークの使用に関して負担した一切の費用を負担しない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。なお、モノクロ印刷は認めるものとする。
- (3) 縦横比の変更はしないこと。
- (4) ロゴマークデザインの改変はしないこと。
- (5) ロゴマークを使用する権利は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認内容の変更の申請)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」使用承認変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク」使用変更承認書（第5号様式）をもって行うものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、ロゴマークの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(使用状況の報告等)

第11条 市長は、ロゴマークの使用承認を受けた者に対し、必要に応じロゴマークの使用状況について報告させ、又は、調査をすることができるものとする。

(責任の制限)

第12条 第10条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、ロゴマークの使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを受けない。

- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により会津若松市に損害を与えた場合は、生じた損害を会津若松市に賠償しなければならない。

(補則)

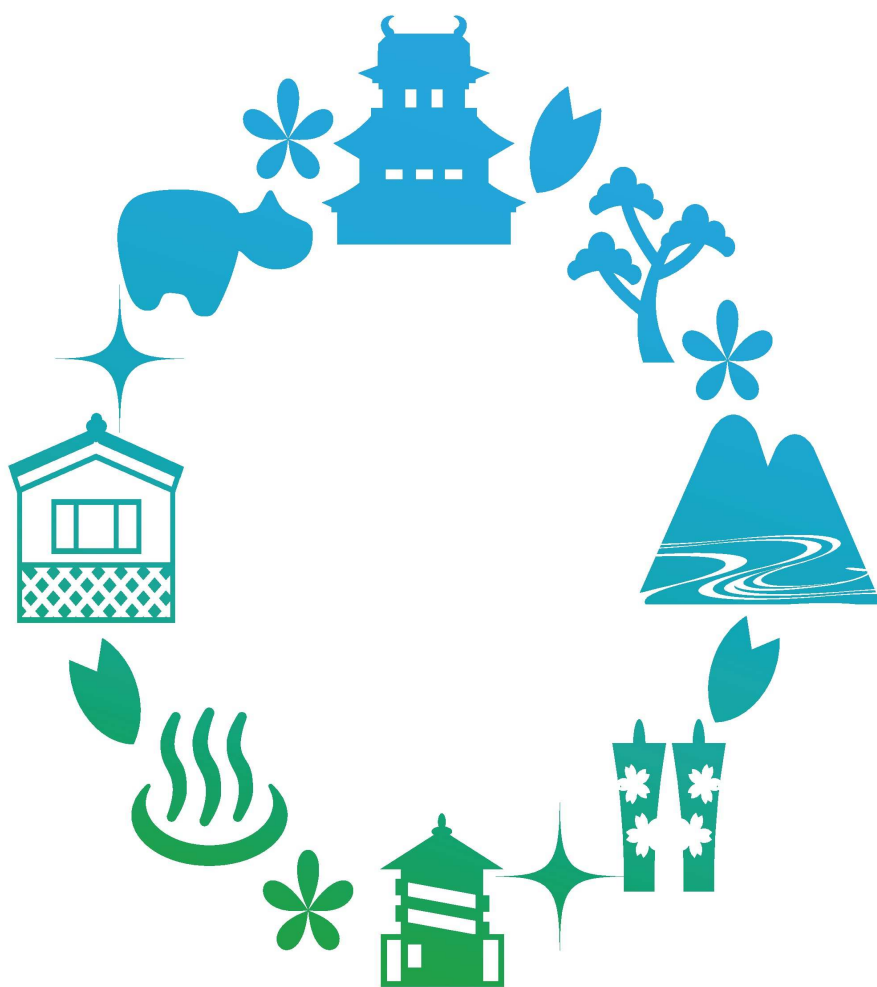
第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

# ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク

## 【ロゴマークの基本形】



# ゼロカーボンシティ あいづわかまつ

### 【デザインコンセプト】

「未来に向かっての新しい取り組みを、会津若松市民全員に参加・協力してもらいたい」

そんな願いを込めてデザインされたロゴマークです。

会津若松にちなんだイラストで、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の最初のゼロ＝「0」を表現し、文字も、みんなにわかりやすい、カタカナ、ひらがなとなっています。

(1つ1つのイラストについては、上から時計回りに、お城＝鶴ヶ城、桜の花びら＝鶴ヶ城の園内のソメイヨシノや石部桜など、松＝市の木（アカマツ）でもあり鶴ヶ城や御薬園の松、花びら＝会津若松の豊かな自然の中で、季節毎に咲く花々、山・水の流れ＝磐梯山、猪苗代湖、ろうそく＝会津絵ろうそく、キラキラ＝ゼロカーボンシティに向けて活動する市民ひとりひとりの希望の光、建物＝さざえ堂、温泉マーク＝東山温泉、芦ノ牧温泉、蔵＝古い街並みの土蔵や酒蔵、牛のカタチ＝赤べこ を表しています。)

# ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク

## 【ロゴマークのバリエーション①】

【グレースケール】



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ

【モノクロ】



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ

【縦・横】



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ

# ゼロカーボンシティ会津若松宣言ロゴマーク

## 【ロゴマークのバリエーション②】

【ロゴがマークの中にあるもの】



ゼロカーボンシティ会津若松宣言 ロゴマーク カラーシステム

CMYK

グラデーション  
C80%~C80%+Y100%

グラデーション  
C80%~C80%+Y100%  
角度 / -110 位置 / 69.94

C80%+Y100%

C80%+Y100%

C80%

C80%+Y100%

モノクロ (グラデーション・濃淡)

グラデーション  
K60%~K100%

グラデーション  
K60%~K100%  
角度 / -110 位置 / 69.94

K100%

K100%

K60%

K100%

モノクロ (黒 100%)

K100%

K100%

K100%

K100%

K100%

K100%